

平成18年第3回海津市議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年9月22日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定について
- 日程第13 議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 発議第4号 岐阜県の不正資金問題に関する意見書について
- 追加日程第1 議案第88号 工事請負契約の締結について

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼 総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	水道環境部長	高木謙次君
市民福祉部長	大倉富夫君	消防長	田中俊澄君
教育次長	菱田秀明君	総務部財政課長	福田政春君
監査委員 事務局長	高木栄君	選挙管理委員会 事務局長	菱田義博君
農業委員会 事務局長	加藤賢治君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	森	賢	一	議会事務局次長 兼議事係長	馬	場	司	郎
議会事務局課長 補佐兼庶務係長	近	藤	和	子				

開議宣告

議長（水谷武博君） 改めまして、皆様、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 近藤輝明君、9番 山田勝君を指名いたします。

議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）から議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例についてまで

議長（水谷武博君） それでは、日程第2、議案第73号から日程第14、議案第85号までの計13議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長 森昇君。

〔総務常任委員長 森昇君 登壇〕

総務常任委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成18年9月21日、海津市議会議長 水谷武博様、総務常任委員長 森昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

記、議案番号、議案第73号、件名、平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、結果、可決すべきもの。

以上でございます。

議長（水谷武博君） 続きまして、文教福祉常任委員長 伊藤善朗君。

〔文教福祉常任委員長 伊藤善朗君 登壇〕

文教福祉常任委員長（伊藤善朗君） 平成18年9月21日、海津市議会議長 水谷武博様、文教福祉常任委員会委員長 伊藤善朗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告いたします。

議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

以上、報告いたします。

議長（水谷武博君） 続きまして、産業建設常任委員長 山田勝君。

〔産業建設常任委員長 山田勝君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田 勝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成18年9月21日、海津市議会議長 水谷武博様、産業建設常任委員長 山田勝。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102条の規定により報告します。

記といたしまして、議案番号、件名、結果の順に朗読させていただきます。

議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定について、可決すべきもの。議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定について、可決すべきもの。議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

以上、御報告させていただきます。

議長（水谷武博君） 各常任委員長の報告が終わりました。

それでは、各常任委員長の報告に対する質疑を許可いたします。

初めに、総務常任委員会付託の案件により質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、文教福祉常任委員会付託の案件より質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、産業建設常任委員会付託の案件より質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

それでは通告により、これから討論を行います。

議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について及び議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、3議案を一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は、議案第73号の平成18年度海津市一般会計補正予算、議案第78号の海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について及び議案第81号の海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、議案第73号の一般会計補正予算については、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金に問題があると考えております。最初に、後期高齢者医療制度について一言述べたいと思います。6月の国会で、自民・公明が強行成立させた医療改悪法に基づいて、2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にした制度としてスタートします。75歳以上にとって切実な保険料条例や減免規定が高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念があることや、すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されることなどが問題点として上げられております。また、診療報酬も他世代と別立てにされ、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に診療報酬を引き下げ、手抜き医療にな

る危険があることが指摘されております。

さて、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金の問題ですが、本来広域連合は、市区町村から自発的に発議するものです。これまでの広域連合は、市区町村の判断で脱退もできました。しかし、後期高齢者医療制度は従来の広域連合と違い、法律によって市区町村に広域連合への加盟が義務づけられました。高齢者に保険料の値上げ、また差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めて脱退も認めないというのは、地方自治の建前にも反すると言えるのではないのでしょうか。そのような広域連合設立準備に負担金を出すべきではないと考えて、今回の一般会計補正予算に反対をいたします。

次に、議案第78号について発言をいたします。

3月の第1回定例会では、乳幼児の医療費助成が拡大することを重視して、入院時食事療養費に係る標準負担額を除いて、福祉医療費を支給することになる条例の一部改正に賛成いたしました。その判断の甘さを指摘され、批判されました。今、食事の大切さは、医食同源といった言葉とともに浸透しています。入院中に制限または栄養を補充した食事をとることや、病室で過ごすことが治療の一環であることは歴然としております。

そこで、福祉医療費を助成するに当たって、入院時食事療養費や入院時生活療養費を除くことについて反対いたします。

最後に、議案第81号について発言をいたします。

この条例の一部改正のうち、出産育児一時金が30万円から35万円に増額されたことに異論を唱えるものではありません。現役世帯と同等の所得があると言われる70歳以上の医療費の負担額を2割から3割に引き上げることに對して、反対をいたしたいと思います。

これまで所得が多い、少ないにかかわらず、高齢者の医療費の負担を低く抑えてきた理由は、老化に伴って若い人と比べて病気がちになることを考えてのことではないのでしょうか。すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があります。医療保障こそ、その最低限度であると思います。

そこで、一部の高齢者とはいえ、負担増となる今回の条例改正に反対をいたして、この討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（水谷武博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 8番 近藤輝明君。

〔8番 近藤輝明君 登壇〕

8番（近藤輝明君） 議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成

する者として賛成の討論を行います。

まず、最初に議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）について。

今回の医療制度改革による健康保険法等の改正につきましては、高齢者社会の急速な進展に伴い、日本の医療を高度的に改革していこうというものでありまして、医療保険制度を持続可能なものとしていくため、新たな高齢者医療制度の創設に伴い、広域連合の設立が決められたものであります。この事務を処理いたします広域連合の設置は、県単位で医療制度を運営するものであり、事務を協同化することにより経費を節減できることなど、将来にわたって持続可能な運営ができるものと考えます。

次に、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

健康保険法等の一部を改正する法律が、平成18年8月2日に公布されたことに伴う名称変更や、本人負担区分の改正であります。この条例改正は、平成18年3月議会にて議決した同条例の今年10月1日から施行される部分の一部改正であり、入院時生活療養費に係る生活療養費標準負担金として、居住費を新しく加えるものであります。今回、さらに本人負担分が増加するわけですが、上位法の改正によるものであり、また入院においても福利施設等利用者の方と同様の措置として賛成するものでございます。

最後に、議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

今回の医療制度改革による健康保険法等の改正につきましては、高齢者社会の急速な進展に伴い、日本の医療を構造的に改革していこうというものでありまして、医療保険制度を持続可能なものとしていくための改正であり、保険給付について現役並みの所得がある高齢者の負担の見直しがされました。これは社会間の負担の公平化を図る観点からのものであり、中・長期的に見据え、安定した運営が可能となるものと考えます。よって、当条例に賛成をするものでございます。

議長（水谷武博君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） これで討論を終わります。

お諮りをします。最初に、議案第73号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをします。続きまして、議案第78号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方

は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。原案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。続きまして、議案第81号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第74号から議案第77号まで及び議案第79号、議案第80号、議案第82号から議案第85号までの計10議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、一括採決いたします。

お諮りをします。議案第74号から議案第77号まで及び議案第79号、議案第80号、議案第82号から議案第85号までの計10議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、議案第76号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号 平成18年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第79号 海津市知的障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例について、議案第80号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、議案第82号 海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例の制定について、議案第83号 海津市企業立地促進条例の制定について、議案第84号 企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第85号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について、以上10議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定についてから認定第4号

平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

議長（水谷武博君） それでは次に、日程第15、認定第1号から日程第18、認定第4号までの4議案を一括議題といたします。

さきに、決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから、決算特別委員長

から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 松岡光義君。

〔決算特別委員長 松岡光義君 登壇〕

決算特別委員長（松岡光義君） 海津市議会議長 水谷武博様、決算特別委員会委員長 松岡光義。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で報告させていただきます。

認定第 1 号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第 2 号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第 3 号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第 4 号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。

以上でございます。

議長（水谷武博君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2 番 堀田みつ子君。

2 番（堀田みつ子君） 水道会計の部分でお尋ねしたいんですけども、給水収益というのが 5 億 2,500 万ぐらいあると。それに対して、これは 12 ヶ月分の収益だと思いますが、そういうふうにと考えると、この未収金が 6,580 万余というのは 2 ヶ月分には少ないし、1 ヶ月分には多いという感じもするもので、この未収金の中身というものについて、どのように審議されたのかお尋ねしたいと思います。

それともう 1 点、この検針に対しては、電話回線とつなげての検針が南濃町では行われていました。つい先ごろ、初めて知ったことなんですけれども、検針の回線を切ったときに電話の方に支障があったので初めて知ったと言われた方があるものですから、この電話回線と検針と、今はつなげていないようなので、そのことに対してどのような審議がされたのかお尋ねしたいと思います。

議長（水谷武博君） それでは松岡委員長、経過報告をお願いします。

決算特別委員長（松岡光義君） 報告させていただきますが、今質問された問題は、特には出ませんでした。詳しいことは担当者より要望させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（水谷武博君） 今、委員長報告は経過報告のみでございますので、質問があったかなかったかということをお答えしていただければ。

決算特別委員長（松岡光義君） 質問はございませんでした。

議長（水谷武博君） 堀田議員さん、そういうことでございます。

2番（堀田みつ子君） 検針に関しては、何か質問していただいていると思ったんですけども、どのようなあれだったのかだけ教えていただければ。

議長（水谷武博君） 松岡委員長。

決算特別委員長（松岡光義君） 特に、今記憶にございませんが、多分なかったような気がするんですが、今ここには、ちょっと覚えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 3回目、最後でございます。堀田議員。

2番（堀田みつ子君） このことをどのように答えられたかを、執行部の方に答えていただくというわけにはいきませんかでしょうか。

議長（水谷武博君） ルールは守りたいと思いますので、特別なこととは私は考えませんので、本来は委員長が報告すべきもの、経過報告にとどまるべきものだと思っておりますので、また堀田議員、一議員として課長に後刻聞いていただきたいと思います。

それで皆さん、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） ないものと認め、よって質疑を終結いたします。

お諮りをします。認定第1号から認定第4号までの議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第4号までの4議案につきましては、討論を省略し一括採決いたします。

お諮りをします。認定第1号から認定第4号までの4議案につきましては、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成17年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第3号 平成17年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定第4号 平成17年度海津市介護老人保健施設事業

特別会計決算の認定について、以上の4議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

発議第4号 岐阜県の不正資金問題に関する意見書について

議長（水谷武博君） 日程第19、発議第4号 岐阜県の不正資金問題に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、5番 森昇君。

〔5番 森昇君 登壇〕

5番（森 昇君） 発議第4号、平成18年9月22日、海津市議会議長 水谷武博様。提出者、海津市議会議員 森昇、賛成者、海津市議会議員 飯田洋、賛成者、海津市議会議員 服部寿。

岐阜県の不正資金問題に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたしたいと思います。岐阜県の不正資金問題に関する意見書。

岐阜県の不正資金問題は、県民の信頼を失う重大な問題となっている。

第三者機関による「プール資金問題検討委員会」での調査・検証によれば、不正資金づくりが全庁的に行われていたことや、総点検を実施せず結果としてその隠蔽工作に関与するなど、問題を深刻化させた旧幹部の重い責任や、現職員に関するしかるべき処分について言及し、再発防止に関する提言がなされている。

公的機関の情報公開と説明責任が問われる時代にあって、こうした事件は県民への重大な背信行為であり、関係者の責任は重大である。

よって、県におかれては、事件の真相究明、関係者の刑事告発をふくむ処分と責任の明確化、不正経理で捻出した資金の速やかな返還はもとより、二度とこのような問題が起こらないための再発防止策を講ずることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月22日、岐阜県海津市議会議長 水谷武博。

提出先、岐阜県議会議長 白橋国弘様、岐阜県知事、古田肇様。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。発議第4号 岐阜県の不正資金問題に関する意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 岐阜県の不正資金問題に関する意見書については、採択することに決定いたしました。

なお、この意見書は、岐阜県議会議長、岐阜県知事に送付をいたします。

お諮りをいたします。議案第88号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案第88号 工事請負契約の締結について

議長（水谷武博君） それでは、追加日程第1、議案第88号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） ただいま追加提出いたしました議案第88号 工事請負契約の締結につきましては、海津苑改修工事について、9月12日、建設工事共同企業体4社による一般競争入札（制限つき）を行い、大橋・伊藤建設工事共同企業体と10億800万円（税込み）で契約するものであります。なお、工期は平成20年6月30日としております。

参考までに、入札参加企業体は、宇佐美・渡辺特殊建設工事共同企業体、西濃・近藤特殊建設工事共同企業体、岐建・材半建設特定建設工事共同企業体、大橋・伊藤建設工事共同企業体でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第88号 工事請負契約の締結について、質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

17番（星野勇生君） 合併以来、初めての取り組みとして、特殊建設工事共同企業体の取扱

要綱の規程によりまして、今回提案されました。次の点でお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいいたします。

まず1点目は、海津市特殊建設工事共同企業体取扱要綱第4条についてお尋ねをいたします。この4条には、「市長は、対象工事に共同企業体を活用しようとするときは、その活用の適否等について、海津市指名業者選定委員会の意見を聴くものとする」と限定しております。市長は今回の活用に至る判断、あわせて指名業者選定委員会への諮問の内容、また委員会の意見はどうであったか、その経過を御説明いただきたいと思います。特に、指名業者選定委員会での適否等については何か附帯的な意見があったか、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

そして、共同企業体を活用することによって、主権者たる市民にどれだけメリットを与えることになるのか。これもよろしくお願ひしたいと思います。

それから2点目ですが、この取扱要綱第5条についてであります。「共同企業体の結成は、自主結成とする」と規定をいたしております。また、7月21日に海津市工事第8号、そのうち8においても、結成方法は自主結成すると定めております。しかし、代表者以外の構成員の要件について資格制限をいたしておりますが、その理由について御説明ください。

三つ目は、本工事の予定価格と落札率、この御報告を求めたいと思います。

以上、3点、よろしくお願ひいたします。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） この入札参加企業体を活用する判断はいかがなものかというのが第1点の質問ですね、ちょっと確認させていただきたいんですが、よろしいですね。

私は、市長にならせていただきましてから、海津市のあらゆるものが活性化すればよいなというふうに思っておりました。その中で、私どもはどうとい税金を扱うわけですから、なおかつ税金も、使わせていただく場合にはしっかりしたものをつくり上げていかななくては行けないと、この二つのはざまがございまして、そしてしっかりしたよいものをつくっていただくということに関しましては、やはりそれだけの技術力を持った会社が必要であろうと感じておりますし、そしてこの地域での、いろんなことで活躍をしていただいている企業体の皆さん方に技術力を向上していただきたいと、そういった判断のもとにこういったことをお願い申し上げたわけでございます。

そして、2番目、3番目につきましては、助役の方から答弁をさせていただきます。

議長（水谷武博君） 助役 水谷敏行君。

助役（水谷敏行君） 指名委員会におきましては、市長からの諮問を受けまして、これまで議員各位、皆さんの方から市内業者の活用というような要請を受けておりましたので、そういったことも含めて検討いたしまして、現在の制度の中で市内業者の活用する方法として、

今回の特殊JVを組む方法を委員会の中で検討し、その制度を生かして進めていくのが適切であろうということで、その旨回答をしたということでございます。

それから、資格制限、その他予定価格等については財政課長の方から答弁させていただきますので、お願いいたします。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 構成員の資格制限の要件、企業体の構成数については2社、または3社ということでございます。その中で、主に申し上げますと、企業体の構成の出資比率については、2社の場合には30%、3社の場合には20%を下回らないという要綱で定めております。また、代表者の要件につきましては、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者、またその出資率は構成員のうち最大とするような要綱での定めとなっております。

それから、設計価格につきましては10億4,832万円、税込みの価格でございます。入札予定価格につきましては10億800万円、今回落札しました額と同額となっております。落札率につきましては、設計額に対しまして96.15%という結果でございます。なお、入札の回数につきましては、再度入札を含めて3回目の落札ということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） ありがとうございます。

1点目でお尋ねをいたしました、活性化への目的、それから税の使用目的等もあわせて市長は御答弁いただきました。ただ、建設工事共同企業体取扱要綱の第1条では、広く受注の機会を与えるとなっておりますね。この理念はどういう思いがあるのか、市長独自からお答えください。

2点目で、共同企業体の自主結成の理由については、全く述べておられません。なぜ、構成員の要件として自主結成を外して資格制限にしたのか。一般競争のメリットを生かすためには、今回どのような配慮をしたのか。また、JV結成の話し合いの過程で、談合が行われるおそれがあるとの指摘もありますので、それをどのように考えるのか。これ、あわせてお答えください。

それから、助役さん、市内業者の利用、これを表面に出されましたが、大変恐縮ですが、市長からの諮問書、それから委員会の答申書、担当課長が多分お持ちだろうと思いますが、朗読をお願いしたいと思います。この点、よろしく願います。的確にお答えください。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先ほど、目的はお話を申し上げました。その中で、海津市は要綱を定めておりまして、したがって、この要綱に従ってやるのがまず第一先決と。その中で、

この広き受注ということでございますが、これは組み合わせが4掛ける60ぐらいの組み合わせになるということは240と、そういった中での競争ということに相なりますので、これは確認をとりまして、そういった形のものをとらせていただいたということでございます。

これで星野先生の答弁になりましたでしょうか。そのほかにつきましては、水谷助役の方から答弁させていただきます。

議長（水谷武博君） 水谷助役。

助役（水谷敏行君） ただいまの自主結成ということでございますが、要綱上、工事規模が10億ぐらいの規模でございますので、当然通常の指名競争入札であればAランクの事業だということでございまして、今回の特殊JVにつきましても、JVを組む相手については、それぞれのランクがある場合は最高位ということでございますので、Aランク同士の組み合わせになるということでございます。建設、建築関係で、市内業者Aランクは4社でございまして、あと県内に本店のある大手企業、そちらが約60社で、その自由なJVの組み合わせということで、先ほど市長が申しましたように240ぐらいの組み合わせがあると。こういった特殊JVを組む場合は、そのJVを組むところから競争がスタートするというところでございますので、そういう意味では公正な競争が確保されているというふうに判断をいたしました。以上でございます。

諮問文から答申については、担当課の方で今現在持っておりませんので、後ほどお知らせをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

17番（星野勇生君） きょうも意見書は海津市議会として発行されました。その中で明確にという言葉を使いながら、私も賛成をさせていただきました。お答えをいただいているのが、これを指名委員会として適否等、これは利用すべきか、利用しない方がいいのか、このお答えを全く指名委員会でなかったのかどうかを聞いておるわけなんですよね。

それから、確かに主たる業者は60社ほど、これは承知いたしております。資格制限をした、海津市内に本社があるとおっしゃいましたけど、なぜそこまでやらなきゃならないのか。ここに参考資料があるんですが、あまり極端に厳しい条件を定めることによって、極めて限定された者しか参加できなくなる、これを一般競争入札の場合にはよく検討して利用しなさい、この要綱を執行しなさい、そんなことも書いてあるんですね。この要件制限というのが、今回の問題ではなかったかなあと。主たる業者については問題なろうと、私は考えております。最後のお尋ねをしてありますので、このお答えだけちょうだいしたいと思います。先ほどの資料については、後日で結構でございます。

一般競争入札のメリットを生かすために、どのような配慮をしたか。それから、今後起き

るであろうと思いますが、JV結成の話し合いの過程で、談合が行われるおそれがあるとの指摘をどのように考えるのか。この2点について明確にお答えください。よろしくお願いいたします。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたように、要綱に従って今回、あらゆる皆さん方からも、議員の先生方からも市内の業者をもっと活用しなさいと、あるいは雪が降ったとき、あるいは災害があったとき、そういうときにはまず第一線で活躍をしていただける、なおかつ雇用主でもあるということでもあります。したがって、基本的にはその方々の技術力を高めていただく、そして行く行くは大きな仕事も自分のところでやっていただけるように、そういう思いで今回こういう形をさせていただきましたが、残念ながら、今星野議員から御指摘がありましたように、要綱ができておりまして、その要綱をいじることは、これまたいろいろな御指摘があるだろうということで、今回は要綱に従ってさせていただきました。したがって、その広き受注、競争力の確保ということに関しましては、先ほど助役が申し上げましたように、4社と60社の組み合わせになって、そのことは確保されるという判断のもとに、今回行わせていただいたわけございまして、その要綱をもう少し考える必要はあるかなあと思っておりますけれども、その点に関しましてはこれから研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、星野先生の答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） 水谷助役。

助役（水谷敏行君） 先ほどの指名委員会の適否等の関係でございまして、指名委員会の答申は適である、妥当であるという判断で、いわゆる答の部分については、特に附帯の言葉とか、条件とかそういったものはつけておりません。答の中身はございません。以上でございます。

17番（星野勇生君） まだ1点答えていないです。JV結成のときの話し合いで、談合の件について市長にお尋ねしたんで、その考え方を御報告ください。

市長（松永清彦君） もう一度、言ってもらえますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 答弁漏れですから、許可します。

17番（星野勇生君） JV結成をする過程で、実は談合の温床と言われております。したがって、このおそれがある指摘をもらっていることについて、市長はどのような考え方を持つか。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 談合ということはあってはならないことでもありますし、そういうことができないような方法を講ずると、そのことが大事だろうと思っております。それで、先ほ

ど申し上げましたように、この4社ということで、このことは星野先生も御理解をいただくと先ほどもお話がございましたけれども、そのほかに相手方が60社ということで、その組み合わせということで、今回行わせていただいたわけでございます。その点に関しましても十分配慮したつもりでございます。その中で、さらによりよい形のものができるればよいと思っておりますので、そのことに関しましては、先ほど星野先生に答弁させていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 先ほど星野議員の方から、委員会でのいろんな意見の話し合いのことについて、どういう話し合いがされてというようなことがあって、それは星野議員の方から後日の報告でというようなお答えが執行部の方からあって、星野議員もそれを認められましたが、当然検討委員会の中で話し合われたこと、最終的に4社のJVというような方法をとられたわけなんですけれども、それはその委員会の中で満場一致で、最初からそっちの方向へ行ったのか、それとも委員会の中で、今回の事業の金額が10億を超える事業だと、それにあわせて先回の斎苑の入札価格、指名業者の数等も含めて、形態は違うにしても、金額に非常に大きな差がある、ましてこの温泉の改修については10億を超える金額でございますが、そういう状況の中で、委員会の中で説明があってすぐ、それじゃあこの方法でということで決定をされたのか、そうじゃなくて、その中でいろんな意見が出た中で最終的にこの方法というようなことになったのか。当然、その委員会の議事録というのはとってあると思うんですけれども、そこら辺のことは、この本議会の中でできれば皆さんに説明をしていただいて、議員各位がどういうことなんだと、一般から聞かれたときにちゃんと説明のできるような、星野議員だけがわかることでなくて、みんなが説明のできるような状況をつくり上げて、誤解のないような形で前へ進むことが適切であろうかなあと、こんなことも思うわけでございますけれども、どうでしょうか。

議長（水谷武博君） 水谷助役。

助役（水谷敏行君） 現行の要綱でまいりますと、指名委員会は、あくまでも指名競争入札につきましては業者選定について答申をいたしますけれども、今回のような一般競争入札、特殊JVについては、その制度を活用することが適か否かという点だけの諮問を受けますので、それに対しては適であるというふうに答申をしたということでございまして、指名委員会の中で、具体的にこういったJV4社が出てきて、そこが妥当かどうかという検討は、現在の要綱の体系の中では、そういった権限といったものは指名委員会にはございません。あくまでも、特殊JVを組む方法が適か否かということについてのみ諮問を受けましたので、

それについては適であるというふうに市長に答申したということでございます。

先ほど星野議員の方からおっしゃいました、そのときの諮問書と答申書は現在担当課長が持ち合わせていないということですので、後日お知らせをするというふうに答弁をさせていただいたということでございます。

議長（水谷武博君） それでは、財政課長が戻ってきましたので、朗読をしていただきます。

総務部財政課長（福田政春君） 大変お待たせしました。遅くなりまして、申しわけございません。

それでは、諮問書と答申書の内容につきまして、朗読をさせていただきます。

諮問書、海津市指名業者選定委員会規程第1条の規定により、海津市指名業者選定委員会に同規程第2条第4号の規定事項について諮問する。平成18年6月26日、海津市指名業者選定委員会委員長様、海津市長 松永清彦。

記としまして、仕様書番号、海苑工第3号、工事名、海津苑改修工事に係る特殊建設工事共同企業体の活用についてということで、諮問書を指名委員会の方へ出されております。

それに対しまして答申書でございますが、答申書、平成18年6月26日付の諮問事項について、下記のとおり答申いたします。平成18年7月5日、海津市長 松永清彦様、指名業者選定委員会委員長 助役 水谷敏行。

1．諮問事項、下記事業に係る海津市指名業者選定委員会規程第2条第4号の事項。記、仕様書番号、海苑工第3号、工事名、海津苑改修工事。2．委員会開催日時及び場所、平成18年7月5日午前11時15分、海津市庁舎公室。3．委員会に出席した委員及びその他の職員ということで、指名委員会の委員10名と担当者が出席しております。

答申事項につきまして、海津苑改修工事の指名業者選定に係り、特殊建設工事共同企業体を活用することについては異議がありませんという答申書の内容になっております。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 先ほど松永市長の方から、当然地元の企業の育成も十分図っていきたいというような考えの中で、今回いろいろ検討されて市内には該当する業者が4社しかないということでございますけれども、今回の場合はそうであるのかもしれませんが、今後本当に海津市内の業者の育成ということを重く思われるのであるなら、事業によっては、俗にBランククラスぐらいの事業者まで入れたようなJVの組み方ということも、今後検討をしていただければ、より力をつけた事業者がふえてくるのではないかと、それが強

いては育成につながっていくのではないかなと、こんなことも思います。当然、大きな事業に関しては、なかなかBクラスまでは大変無理な部分もあるだろうけれども、優良企業といえますか大手60社、この県内にはあるというような中で、指導を受けるというような意味も含めて、力関係が8・2になるうが、9・1になるうが、そういう部分もちょっとこのルールを見直しながら、そういうことも今後できるような形をもう少し掘り下げて検討していただきながら、松永市長の思う企業育成というところへつないでいていただければありがたいことだなあと考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。その御見解をお答えいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先ほど星野議員さんの御質問のときに、要綱の点をお話しさせていただきました。実は、この要綱ももう少し当初より、今渡辺先生とか星野先生がおっしゃったような要綱になっていれば何ら問題はなかったらうと思っておりますが、ただそのために要綱を変えるとまたいろいろと問題が起きるということで、今回はこの要綱に従ってさせていただきました。今、御指摘をいただきました、星野先生、渡辺先生からももっと門戸を広げたらいいんじゃないかと、そういったものはこれから研究してまいりたいと、このように思っております。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 補足といいますか、御説明をさせていただきますが、先ほどの市内の業者の企業体の関係ですけれども、今年度から経常の共同企業体を取り入れる制度を行っております。例を申しますと、Bランクの2社の各企業が企業体を組みまして、ある程度の点数を超えますとAランクの企業体の一企業としてランクづけをさせてAランクの工事に参加できるというような制度で、経常の企業体ということであらかじめ申請をいただきまして、現在市内で五つの企業体が組まれております。そういうこともございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 松岡光義君。

15番（松岡光義君） 要望だけお願いしておきたいんですが、市の中の業者を育成する、これは本当に大切なことですが、その前に一番大事なことは、市民の税金を使うのであるから、まず安くやると。安くやっていただいて、ほかの業者よりもどこを比べても、市の中の業者は安いんだと皆さんに言えるような、今聞いておまして、私は96.何々%という金額を聞いたわけですが、とても会社なんかでは考えられない、96%というなかなかすばらしい金額やなあと考えておるわけですが、とにかく税の厳しい中で市民に対して、業者の育成が一番必要ですが、だれに聞かれても値打ちに、これからもいろんな

工事がなされますが、市民に聞かれましてもこういうふうにはやっておるんだということで、育成は必要ですが、できるだけ値打ちと申しませうが、だれに聞かれても、そういう値段でこれからお願いするといいなあと、私は個人的にはそう思いますので、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 要望でよろしいですね。

15番（松岡光義君） はい、結構です。

議長（水谷武博君） ここは皆さんにお諮りしますけど、質疑でございますので要望とは違いますので、発言に気をつけていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 星野議員が予定価格のことを聞かれたので、もう聞くことはないわというふうに思いましたけれども、予定価格に関して、今回談合だとかそういう問題も出されました。前から談合などがないようにするために、予定価格の開示ということはずっと言われてきましたけれども、このことに関してその後どうなっているのかということだけをお聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 予定価格の公表につきましては、先般総務委員会等でお話をさせていただきましたが、電子入札を今年9月から試行運用をする予定で現在進めております。来年の4月には本格的な運用ということによりまして、今年9月からは一部の工事につきまして、土木並びに舗装工事について電子入札を取り入れ、10月からは、さらに加えて水道工事につきましても導入をしていき、来年4月には建設工事につきまして電子入札を取り入れていくということで現在進めております。その中で、予定価格につきましても、電子入札を導入します講習につきまして、今回、この9月からあらかじめ公表いたしまして、入札を行っていくということで現在進めております。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝君。

9番（山田 勝君） 先日、20年に完成予定と聞きましたが、私が聞き漏らしたのか、最終の完成予定日とか、その前にですけど、3月にも工事着工ということで1億何千万の予算を認め、今もって着工しないということについても私お尋ねしたら、9月の補正予算で認められた場合に継続して工事を進めていくというような説明も聞きましたが、なるほどと思ったんですが、ここできょう補正予算を認めた場合、いつから着工されるのか、あるいはまた完成は何月何日なのかということ、それからそういったことについても、私たち海津苑の運営

委員会としても、もうそれらについては全く関係ないのか、あるいは委員会を招集されるのか、そのあたりについてもちょっと教えていただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

過去におきまして、9月に補正予算という言葉は私は使っていないと思っておりますが、請負契約の締結をお願いする予定であるというようなことは、全協等でお話しております。それがきょうのこの案件になるかと思っております。

工期につきましては、先ほど市長が提案理由の説明の中で、平成20年6月30日ということで申し上げました。そのとおりでございます。

それから、運営委員会等についての御回答でございますが、私自身今考えておりますのは、きょう議決をいただきましたら、委員さんにその旨を報告したい、委員会を開かずに個々に、議会でお認め願って着工にかけると、こんなことで御報告したいなあと、こんな思いでございます。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないようでございます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第88号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（水谷武博君） これをもちまして、本定例会の会議に付されました事件はすべて議了をいたしましたので、本日で閉会することに決定をいたしました。

12日間にわたり各常任委員会、あるいは決算特別委員会で慎重に御審議をいただき、また本日は慎重に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。これをもって閉会をいたします。

（午前10時20分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年9月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員